身体拘束最小化に向けた取り組み
～患者さんの尊厳と人権を守るために～



国民健康保険　久万高原町立病院では、身体拘束の最小化に取り組んでいます。

身体拘束は、患者さんの身体や心に大きな負担を与え、生活の自由や尊厳を損なうおそれがあります。
当院では、**身体拘束を原則として行わない**ことを基本とし、患者さん一人ひとりの状態や背景を多職種で考え、安全を確保しながら身体拘束を必要としないケアを目指します。

★　身体拘束を「しない」ために

- 患者さんの行動や状態、その背景にある原因を丁寧にアセスメントします。
- 身体拘束を行う前に、他に方法がないか（代替手段）を検討します。
- 医師・看護師・リハビリスタッフなど、**多職種で話し合い**ます。
- 身体拘束を行う場合も、必要最小限・一時的なものとし、**早期解除を目指します。**
- 実施後も患者さんの状態を定期的に評価し、身体拘束の必要性を見直します。

「緊急やむを得ない」場合の３つの要件
身体拘束を行う場合は、次の３つすべてを満たすことが必要です。
① 切迫性：患者さん本人または他の患者さん等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
② 非代替性：身体拘束以外に、安全を確保するための方法がないこと。
③ 一時性：身体拘束は一時的なものであり、できるだけ早く解除すること。

「必要だから続ける」のではなく、「どうすれば解除できるか」を常に考えます。

★　私たちが大切にすること



患者さんを「行動」だけで判断するのではなく、**なぜその行動が起きているのか？**
困っていることは何なのか？身体拘束をしなくても安全に過ごせる方法はないか？
を、多職種で考えます。
患者さんの**尊厳・人権・その人らしさ**を大切にしながら、安心して療養できる環境づくりを進めます。
身体拘束の最小化は、病院全体で取り組みます。

★　身体的拘束実施率の推移

当院では取り組みの成果を客観的に評価する為、定期的に実施率を測定し公開しています。

期間（3月）	入院料算定日数（A）	身体的拘束実施日数（B）	実施率（B）÷（A）
令和8年 7～9 月	4194 日	58 日	1.38%

国民健康保険　久万高原町立病院　身体拘束最小化委員会
策定：2026 年 10 月策定